

事業所アンケート調査
結果報告書

令和3年8月

磐田市契約検査課

目次

第1	調査概要	3
第2	質問事項と集計結果	4
参考	ご意見等に対する本市の考え方や確認済みの事項等について.....	2 6
資料編	3 1

第1 調査概要

- 1 調査期間 令和3年6月9日～令和3年6月25日
- 2 調査対象 市の入札参加登録業者で入札種別「建設工事」かつ登録区分「市内業者」・「準市内業者」の事業所 126社
- 3 調査方法 調査用紙への無記名記入方式（郵便により送付）
- 4 回収数 94社
- 5 回収率 74.6%
- 6 集計方法
 - ・回答者の属性（業者区分、工事契約件数）を分類し集計を行いました。
 - ・記述回答及び自由意見は、類似した内容ごとに分類し、意見を掲載しました。
 - ・具体的な記述により個人等が特定される恐れのあるもの及び明らかに事実と異なるものについては削除しました。なお、客観的かつ具体的な事実が確認された場合は、市の規定等に基づき適正に対処していきます。
- 7 その他 本調査結果報告書について、ご意見・ご質問等がある場合には、契約検査課にお問い合わせ下さい。

〈回答者属性（問1：業者区分）〉

区分	回答数	回答割合
市内業者	83社	88.3%
準市内業者	11社	11.7%
未回答	0社	0.0%
合計	94社	100.0%

〈回答者属性（問2：工事契約件数）〉

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の予定価格130万円超の建設工事入札案件における、本市との契約件数

選択肢	回答数	回答割合
無し	40社	42.6%
1～5件	41社	43.6%
6件以上	11社	11.7%
未回答	2社	2.1%
合計	94社	100.0%

第2 質問事項と集計結果

問3 先に磐田市で起こった公契約関係競売入札妨害事件について、その原因・背景をどのように考えていますか。ご意見を記述してください。

事件の原因と背景について、40件の意見がありました。項目ごとの主な意見は次のとおりです。(一部、複数の項目に該当する意見があります。)

【記述記載】

〈職員倫理・意識の問題〉

- ・発注権限のある担当者と業者の癒着。
- ・一部の建設会社との癒着がある。
- ・市職員から情報を聞き出せる間柄になっていた事が不適切。
- ・原因は事件に関わった人物の私的感情だと思います。地位を利用した金銭の授与は職員としてはあってはならない行為だと思う。他の業者が、公正に入札に参加している中、妨害事件があると不平等に感じる。前副市長と前課長の判断だけで入札が決められてしまうことは、他の職員の意見を取り入れることをせず地位の高い人の意見が優先されていたのではないかと思った。
- ・癒着、贈収賄の一言。
- ・元副市長の私利私欲によるものと感じます。磐田市職員は近隣の役所職員の方々と比べ対応が良く日々感心しております。一部の職員によっての事件ですが残念に思います。
- ・磐田市職員と入札参加業者の癒着。コンプライアンス意識の欠如。
- ・昔からの癒着からお互いの利害関係が出来ていたからではないか。
- ・当事者の公契約におけるコンプライアンスの意識の欠如。
- ・公務員としての倫理の欠如が原因。
- ・関わる者全てにおいてコンプライアンス意識が低すぎる。(法(ルール)に基づいて決められた事に正しく従うという子供でも分かる当たり前の事が出来ていな

い。)

- ・上の者に言われたら絶対という断れない職場の空気感。
- ・以前の慣習かも知れません。公私混同。
- ・上の立場の職員には従わなければいけない風潮があったのではないか。
- ・互いの利害関係が一致してしまったから。
- ・市の上級職でありながら職務に係る倫理を自分の思い（「早く、落札させる為である」）で正当化していた事。また、公正な執行をしなければならない立場を忘れ、悪用して一部の者にたいしてのみ有利な取り扱いをしようとした事。しかも日常的に飲み食いの接待等を受けていたとの事。まさにあってはならない倫理の欠如が原因である。総じて、ポジションに長く居りますと常に公正な職務の執行を怠り、市民全体の奉仕者であるとの誇りも忘れ、本来の立場の使命感すら欠如してしまうことになる。背景としては、特定の者だけ優遇するような入札制度に移りつつある。（総合評価方式、優良工事業者に限る）現在であればこそ、管制談合を引き起こすこのような事件が起こりうる因がある。特に総合評価落札方式には、一般の価格競争入札と比較すると透明性・公平性の担保が難しい構造的な問題がある。担当者の裁量により特定の事業者が有利になるような評価項目・基準が設定されうるという。これも業者の働きかけを許す一因にもなる。

〈市の組織・人事体制の問題〉

- ・古き時代の体質だと思います。今は無いと思います。
- ・昔ながらの体質からだと思います。皆さんが知ってか、知らずか。
- ・発注者内での上下関係、発注者と受注者の関係が招いた事件だと把握しています。
- ・前副市長の市政運営に伴う市役所内の風通しの悪さ。
- ・職員個人の倫理意識の欠如もあるが先輩後輩の関係や人事管理に問題があるのではないかと推測されます。
- ・権限が一人に集中していたことにより起きた公契約関係競売入札妨害事件について、今後起こらないよう管理体制をより厳重にするべき。（管理者を複数人にし、お互いを管理しあう体制などが必要では）。

〈工事発注・入札制度に関する課題〉

- ・入札参加条件に経営事項審査結果内の総合評定値を考慮すれば良かったのではないか？現在磐田市の入札参加資格は、完工高を入札参加資格にしていますが、入札業者の総合評価値を考慮する事でダンピングや丸投げを防ぐことができると思います。経営事項審査結果は、入札する全ての業者業種が受けているので導入しやすいと思います。入札参加業者数は減るかもしれませんが、適正な価格での発注、落札、施工になると思います。経営状態の安定している会社は、無理、無謀な事は行わないと思います。全ての業種で導入して頂けている事を切に願います。
- ・入札にも制限があり、なかなか落札できないので、こういう癒着が出るので、入札も公共性に欠けるので、この辺を変えていかないと終わらないと思う。
- ・少しでも、設計価格付近で落札したいため。
- ・入札物件数が入札業者数に対して少ない事で起きた事件であると思います。
- ・本来なら4物件のものを同一地域等の名目をつけて1物件とすることで工事価格を高くすることが中堅規模業者が有利に。(小規模業者では少し大きい)特に学校区工事→例 ¥500万円工事 小中学校が同一校区で4校あれば〇〇工事外3校などの名目で¥2,000万円とする。近年学校空調工事及び設備工事がその主であると思う。空調機器の設備工事に関連した工事を下請として請負い追加工事的な物件をまとめてその業者の有利な様に調べてみればどうか？空調設備工事に関連した業者(下請業者)がその後の関連工事を請負っているのか？その工事金額は、同一物件として1つにしていらないか？金額が大きくなっていないか。
- ・工事請負代金を予算に納めるために元施工の業者に声をかけたとの新聞記事を読んだ。そもそも市内業者で施工出来なかったのか？またはJVではだめなのか？市内業者の育成・保護がされていない事が原因。(市内業者の育成は、発注者の責任)・このままでは、市内業者の衰退・減少は明白である。(予定価格の事前公表及び建築工事発注における総合評価方式の非採用は、品確法上の発注者責任の放棄である。)
- ・工事の定案から着工までの細かい経緯が分からないのでどう悪いとか、それはしょうがないとか、意見のいい様が無いです。逆にやむ得ない場合も有るかも知れません。その様な時、情報開示しておけばどうでしょうか。

〈その他（事件への感想・要望等）〉

- ・ 氷山の一角ではないのか？大なり小なりあると思われる。
- ・ 原因等につきましては、責任の大部分は発注側にあると思います。（業者側に責任が無いとは申しません。）。
- ・ 国策や大プロジェクト等には指導として考えられるが・・・一昔前の遺物、最早そんな時代ではない。
- ・ 公共事業の減少に伴い今後同様の事象が起こりうると思います。
- ・ 公共工事に携わる事の誇りと責任を持つ教育指導。
- ・ 大きい物件は、組織が動いているのかと思います。私のレベルでは分かりません。
- ・ 推測ですが旧豊田町の時から業者との関係が深かったのではと思います。
- ・ 発注者内の上下関係や人間関係については今も変わらない関係性がみられそれらは是正すべき事項であると考えています。公の立場での人間関係は一般的な関係性よりも、より厳格な姿勢が必要だと思えます。しかし未だに事件以降も良くも悪くも慣れあいの関係性は改善されていない印象を受けます。
- ・ 今回の発注者と受注者の事件の関係性については良く分かりませんが、金銭の授受があったので良くないのは把握しています。このような関係性になるには、短期間での関係ではなく長期に渡る関係があったと思う。また設計前でのコンサルティング会社への営業や業者への見積もり依頼にも改善を求めるべきであり入札参加業者に有利になるような情報をどの様に管理しているのか発注者に問いたい部分もある。（入札参加業者に事前に設計意匠や内容の提示・開示等、また入札参加業者に設計見積もりを徴収する行為があるように思う）。
- ・ 旧豊田地区の政治的権力により平成25年ぐらいより情報漏洩があったのではないかと感じました。ある業者さんは数年に渡り金額を高くいい条件の現場を入札で落札していた。設計書が間違っているにもかかわらず落札し、エントリーした物件の的中率は9割を超えていた。その業者は検査監とも親しく表彰を何回か頂いている。全部の工事が終了していないにも関わらず工期中に今年の表彰はどこか決まっていた士気が下がった。

問4 令和元年度以降で、本市の職員が貴所に対し、便宜などを図るよう不当な要求を行ったことがありますか。また、「ある」と回答した方は、不当な要求をした「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について記述してください。

- ・ある 0社（0.0%）
- ・ない 92社（97.9%）
- ・未回答..... 2社（2.1%）

選択肢	回答者数	内、業者区分			内、契約件数			
		市内	準市内	未回答	無し	1~5件	6件以上	未回答
ある	0社	0社	0社	0社	0社	1社	0社	0社
ない	92社	81社	11社	0社	40社	41社	11社	0社
未回答	2社	2社	0社	0社	0社	0社	0社	2社
合計	94社	83社	11社	0社	40社	41社	11社	2社

不当な要求をした「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について、1件の意見がありました。

【記述記載】

- ・ないとは答えましたが令和元年前ですが旧磐田市時代に中泉の業者の社員旅行に毎回市の職員が来ていました。今は、弊社もその業者との付き合いが無いため現在は、分かりません。

問5 令和元年度以降で、貴所では、本市の職員が他の事業所等に対し、便宜などを図るよう不当な要求を行ったことを見たり、聞いたりしたことがありますか。また、「ある」と回答した方は、不当な要求をした「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について記述してください。

- ・ある 2社（2.1%）
- ・ない 89社（94.7%）
- ・未回答 3社（3.2%）

選択肢	回答者数	内、業者区分			内、契約件数			
		市内	準市内	未回答	無し	1～5件	6件以上	未回答
ある	2社	2社	0社	0社	0社	2社	0社	0社
ない	89社	78社	11社	0社	40社	38社	11社	0社
未回答	3社	3社	0社	0社	0社	1社	0社	2社
合計	94社	83社	11社	0社	40社	41社	11社	2社

不当な要求をした「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について、3件の意見がありました。主な意見は次のとおりです。

【記述記載】

- ・便宜とは違うが、請求金額を支払ってもらわないと聞いたことがある。職員の都合上ではないか。不当な値切りがあるなども聞いたことがある。
- ・水道業者が落札出来るよう、便宜を図っている職員がいる。
- ・工事ではないが見積り工事の中で、参考見積りをした業者が入っておらず、他社で見積りを実施している。

問6 令和元年度以降で、貴所が本市の職員に対し、便宜などを図るよう不当な要求を行ったことがありますか。また、「ある」と回答した方は、不当な要求をした「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について記述してください。

- ・ある 0社（0.0%）
- ・ない 91社（96.8%）
- ・未回答 3社（3.2%）

選択肢	回答者数	内、業者区分			内、契約件数			
		市内	準市内	未回答	無し	1~5件	6件以上	未回答
ある	0社	0社	0社	0社	0社	0社	0社	0社
ない	91社	80社	11社	0社	40社	40社	11社	0社
未回答	3社	3社	0社	0社	0社	1社	0社	2社
合計	94社	83社	11社	0社	40社	41社	11社	2社

不当な要求をした「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について、意見はありませんでした。

問7 令和元年度以降で、貴所では、他の事業所等が本市の職員に対し、便宜などを図るよう不当な要求を行ったことを見たり、聞いたりしたことがありますか。また、「ある」と回答した方は、不当な要求をした「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について記述してください。

- ・ある 0社（0.0%）
- ・ない 91社（96.8%）
- ・未回答 3社（3.2%）

選択肢	回答者数	内、業者区分			内、契約件数			
		市内	準市内	未回答	無し	1～5件	6件以上	未回答
ある	0社	0社	0社	0社	0社	0社	0社	0社
ない	91社	80社	11社	0社	40社	41社	11社	0社
未回答	3社	3社	0社	0社	0社	0社	0社	2社
合計	94社	83社	11社	0社	40社	41社	11社	2社

不当な要求をした「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について、2件の意見がありました。主な意見は次のとおりです。

【記述記載】

- ・見積合わせ依頼業者を業者に伝えると聞いたことがある。
- ・ここ数年、入札の話を書かないので確かな事は言えませんが建設業や水道業は当たり前に談合しているし市の職員も黙認しているはずですよ。

問 8 令和元年度以降で、本市の職員が貴所に対し、利益供与と思われる行為を要求したことがありますか。また、「ある」と回答した方は、利益供与を要求した「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について記述してください。

※利益供与の事例

1. 中元歳暮などの贈答品の提供
2. 飲食の誘い
3. 旅行の誘い
4. ゴルフの誘い
5. 現金や金券、有価証券の提供 など

- ・ある 0社（0.0%）
- ・ない 92社（97.9%）
- ・未回答..... 2社（2.1%）

選択肢	回答者数	内、業者区分			内、契約件数			
		市内	準市内	未回答	無し	1~5件	6件以上	未回答
ある	0社	0社	0社	0社	0社	0社	0社	0社
ない	92社	81社	11社	0社	40社	41社	11社	0社
未回答	2社	2社	0社	0社	0社	0社	0社	2社
合計	94社	83社	11社	0社	40社	41社	11社	2社

利益供与を要求した「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について、意見はありませんでした。

問9 令和元年度以降で、貴所では、本市の職員が他の事業所に対し、利益供与と
思われる行為を要求したことを見たり、聞いたりしたことがありますか。また、「ある」と回答した方は、利益供与を要求した「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について記述してください。

- ・ある 0社（0.0%）
- ・ない 91社（96.8%）
- ・未回答..... 3社（3.2%）

選択肢	回答者数	内、業者区分			内、契約件数			
		市内	準市内	未回答	無し	1~5件	6件以上	未回答
ある	0社	0社	0社	0社	0社	0社	0社	0社
ない	91社	80社	11社	0社	40社	41社	11社	0社
未回答	3社	3社	0社	0社	0社	0社	0社	2社
合計	94社	83社	11社	0社	40社	41社	11社	2社

利益供与を要求した「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について、意見はありませんでした。

問 10 令和元年度以降で、貴所が本市の職員に対し、利益供与と思われる行為を行ったことがありますか。また、「ある」と回答した方は、利益供与と思われる行為を行った「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について記述してください。

※利益供与の事例

1. 中元歳暮などの贈答品の提供
2. 飲食の誘い
3. 旅行の誘い
4. ゴルフの誘い
5. 現金や金券、有価証券の提供 など

- ・ある 0社 (0.0%)
- ・ない 92社 (97.9%)
- ・未回答..... 2社 (2.1%)

選択肢	回答者数	内、業者区分			内、契約件数			
		市内	準市内	未回答	無し	1~5件	6件以上	未回答
ある	0社	0社	0社	0社	0社	0社	0社	0社
ない	92社	81社	11社	0社	40社	41社	11社	0社
未回答	2社	2社	0社	0社	0社	0社	0社	2社
合計	94社	83社	11社	0社	40社	41社	11社	2社

利益供与を要求した「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について、意見はありませんでした。

問 11 令和元年度以降で、貴所では、他の事業所等が本市の職員に対し、利益供与と思われる行為を行ったことを見たり、聞いたりしたことがありますか。また、「ある」と回答した方は、利益供与と思われる行為を行った「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について記述してください。

- ・ある 0社（0.0%）
- ・ない 92社（97.9%）
- ・未回答 2社（2.1%）

選択肢	回答者数	内、業者区分			内、契約件数			
		市内	準市内	未回答	無し	1~5件	6件以上	未回答
ある	0社	0社	0社	0社	0社	0社	0社	0社
ない	92社	81社	11社	0社	40社	41社	11社	0社
未回答	2社	2社	0社	0社	0社	0社	0社	2社
合計	94社	83社	11社	0社	40社	41社	11社	2社

利益供与と思われる行為を行った「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について、意見はありませんでした。

問 12 本市の公契約関係競売入札妨害事件の再発防止策に関して、ご意見やご提案があれば、記述してください。

再発防止策について、21件の意見・提案がありました。項目ごとの主な意見は次のとおりです。（一部、複数の項目に該当する意見があります。）

【記述記載】

〈職員意識・職員教育に関すること〉

- ・発注権限のある担当者を同じ部署に長く在籍させない。
- ・再発防止策の取組みの内容は理解していないが、市職員へのコンプライアンス教育や行動規範や規定の整備が必要と考えます。
- ・職員同志なら不正の事を知っていると思う。職員から再発防止の取組みをすれば、何の問題もないと思う。
- ・職員一人ひとりの意識改革、高い倫理意識が求められる。
- ・常に公正な志を持って行動したら良いと思います。
- ・各自、自覚を持った行動を願います。
- ・職員の徹底的なモラル向上の促進（勉強会やセミナーの実施）
- ・市職員の皆さんが挨拶等、日常のふるまいが素晴らしいと感じています。

〈入札制度に関すること〉

- ・前頁にて書きましたが4物件を1物件にまとめると担当する市職員が「めんどくさくない」4件担当するのは「面倒だ！！」これが工事金額を大きくして忬度を生み出す原因です。※1物件がそれほど大きくない工事なら忬度しないでしょう。
- ・事前公表というのは市の職員のモラルの向上を求めるものとは捉えられない。システムで事件の抑止をしているのは分かるが、どのように職員の資質を向上させる、またさせているのか分からない。本来の競争入札の意味を鑑みて非公表が出来るような発注者にならないといけない。また受注者も法令順守は当たり前なので市内業者を教育するとか方策を発注者を含めて行ったらどうでしょうか？一度にやるのではなく、少数で行えば有効なディスカッションが出来るのではない

か。

- ・再発防止策とした導入した予定価格事前公表は表向きは、入札参加者が発注者から予定価格を探り出す不正行為を防止するためとの事ではありますが最低落札金額を聞き出す事もあり得ます。それで不正は防止出来ても業者との癒着は防止できない。本来、予定価格事前公表は入札とは適正な競争の確保と適正価格での契約が行われるべきであるが入札・契約制度の本来の目標に照らせば弊害が多い。発注者は予定価格の守秘義務の対象として、毅然たる姿勢で不正に取り組めば事前公表の必要性はないと思う。この制度は考え直すべきであると思う。当局の逃げの表れではないかと言われてもしかたないとおもわれる。問題なのは事前公表では同札による価格入札が多くなり、くじ引きによる落札者の決定を引き起こす案件ばかりになる。それも同札業者は、くじで会社の将来を左右する事が多いのが現状である。不正かつ自由な競争を通じて受注者や契約金額を決定すべきことであるが、くじ運の競争となり本体の競争入札からは逸脱している状況を危惧いたします。

〈事件の感想・その他〉

- ・市と業者との意見交換、勉強会等の会合を定期的で開催して、お互い顔の見える様にすれば、防災、出勤等役立つと思う。
- ・先に起こりました入札価格漏洩事件の件と思います。磐田市側の強い意志があれば防げる事と思います。又、磐田市の入札以外の情報が人を介して、有数な企業に流れていた様な事も聞く。
- ・常連の仲良し業者がいる限り無くならないでしょう。
- ・当然の事です。但し市職員の技術取得等認めますが専門的になると難しい物がある。見積等、コミュニケーションを取る事だと思います。相互の分をわきまえて。
- ・現状維持でよいと思います。
- ・発注者が再発防止の為に真摯に取り組んでいるとは思えない。まずは、宮から始めよ。
- ・今回の事件が起こった原因、背景には沢山考えられると思うがそもそもなぜ事件を起こしたのかという根本を考えるべきだと思う。どうしたら事件を防げるのか職員、企業、関係者等々の防止策の前になぜ事件を起こしてまでその工事を取る必要があったのか、なぜ入札で談合は起こるのか、起きてしまうのか…。根本の

なぜを改善しない限り事件は無くならないのかもと思う。

- 再発防止策への取組みを続けていただければ良いかと思えます。
- 現市長（草地さん）には、事件の真相など把握していただき、正義感を持って仕事をお願いしたいです。前回出したアンケートですが全く開示がなされておらず開示していただきたいと願っています。
- 事件から2年以上経過しているが、体裁を保つためにこの様なアンケートを行っているだけなのか。何も変わっていない。新市長になり新体制となった今こそ、変わらなければいけないし、市内業者の育成・保護を真剣に考えていただきたい。このままでは、他市町からの草刈場となる可能性がある。（逆に、浜松市発注工事には入札の機会すら与えられていない。）

問 13 磐田市の入札・契約制度、発注システム等で問題点や改善に関する提案等があれば、記述してください。

問題点や改善に関する提案等について、34件の意見がありました。項目ごとの主な意見は次のとおりです。（一部、複数の項目に該当する意見があります。）

【記述記載】

〈予定価格の事前公表制度について〉

- ・入札の予定価格事前公表は、競争性の向上につながらないと考えます。事前公表の必要性が分からない。落札できる可能性のある業者を限定的にする総合評価落札方式の入札本数を減らしてほしい。（幅広く入札に参加でき、落札機会を公平に与えるようにしていただきたい。）
- ・先般の、入札予定価格漏洩事件後、磐田市では予定価格の公表に成りました。昨今では、同金額の入札があり、運を天に任せるようなくじ引きでの落札業者決定は、健全たる企業経営を無視した入札と思います。総合評価の件ですが、工事評価点の付け方、表彰工事の選考内容＊同種工事の企業の有無・施工内容＊配置技術者の有無など様々な事ですが、我々企業と磐田市と意見を交換できる機会を作っていただきたい。地域性を鑑みた指名競争入札を取り入れていただきたい。私共建設業は、大雨が降れば、夜中でも災害が発生してないか地元を警らしています。入札に関連した事に、我々企業が口を挟む事では無いかと思います。毎年、1回位は我々、企業と意見交換会をして頂きたいと思います。
- ・予定価格、事前公表は継続してもらいたいです。
- ・事前予定額公表すれば業者側は、その額でできるか判断するだけなのでシンプルでよいと思います。行政共に業務の合理化になるかと思います。
- ・予定価格の事前公表の廃止・総合評価の施工実績を下請工事も多くして戴きたい。
- ・金額の事前公表を考え直して欲しい。A ランクの場合上位に位置づけされている会社さんは、企業努力していると思いますが上位5社前後が仕事の確保ができていてそれ以外の下位20社あたりは、一般の入札をくじで当たるのを待っている状況です。くじ、総合評価だけの落札システムではなく磐田市独自の入札条件システムの導入や84点以上の案件を増やすなど従来のシステムから改善を求めます。検査監の任期を考え直してほしいです（2年）など。

〈入札方法・参加資格について〉

- ・積算単価を市場の相場に連動してもらいたいです（たとえばコンクリートの単価など）・予定価格の公表は談合防止には良いと思いますが同額でのくじ引きが多くなりすぎてしまっています。例えば300万以下は地元優先とかになりませんか。
- ・84点以上の工事入札において、落札率を低下させているだけである。改善してほしい。
- ・特例市内業者制度の廃止。工事の発注は基本、磐田市内に本店、主たる営業所のある業者に入札、契約してもらいたい。大規模工事は特定JV等、市に税金の落ちる様配慮していただきたい。
- ・市内業者という狭い地域だけでなく広域まで入札参加できる発注をし競争業者を増やす。・発注金額を多くまとめて発注し入札業者をある程度少なくしぼった発注方法。
- ・市外業者でも入札参加資格に入れるようになっているが浜松市・袋井市・掛川市は営業所がなければ参加資格が受けられない。磐田市は営業所が無くても入れる。何の特典にもならないと思う。下請けは市内業者を使うように指示していて矛盾している。
- ・A・B 2ランク制は、各ランク内の格差が大きく規模の大きい会社が有利になっている。予定価格が事前公表されているので応札金額が同額くじ引き物件が多い中、技術者の多い会社は、入札日が同じ物件を多く参加でき受注確率が高くなっている、技術者の少ない会社は、受注計画も立てれない状態です。10数社同額くじ引きの応札では、博打をしているようです。経営の見直しが立ちません。この状況が続けば、経営危機に陥ります。例えば、A・B・Cの3ランク制にして各ランクが基本で場合によっては混合などの入札を行っても良いのではないのでしょうか。
- ・発注について 準市内、特例市内業者の入札参加、落札物件が多いと思う。納税もしていない他市町の会社が数千万～億超え受注も拝見される。逆に市職員との癒着があるのではと、疑っている。市の運営は、ほとんどが税金ではないでしょうか？適正な発注をお願いしたい。
- ・以前より準市内・特例市内業者が増えたこと及び入札参加・落札物件が多くなっていることには非常に疑問を感じます。他市町村では市外業者が入札参加するためには厳しい基準を設けており、市内業者が優先的に受注機会を得られる配慮を

行っています。入札参加資格の厳正化をお願いしたい。

- ・施工実績の経験年数は平成30年度より10年に延ばして頂きました。しかし、保有する実績年数を静岡県と同じ15年に改めて欲しい。また、配置技術者の実績については年数を問わない形にして頂きたい。
- ・現在84点以上の高得点の評価点を頂いた業者だけを対象に数物件の発注が予定されていますが、高得点と限定しながら現場で頑張っただけで高い評価点を頂いた事へのメリットがない。5000万以上の工事だと失格基準まで価格競争しないと受注出来ない可能性があります。これでは、まだ通常の総合評価方式のほうがましである。高得点と限定している分、何らかのインセンティブが欲しい。
- ・若い技術者の担い手不足が深刻な問題となっている。土木行政としても何らかの手を打ってもらいたいと考えます。自然災害が多発している昨今の現状を考えると将来的な不安はどうしても残ります。そこで若手技術者のモチベーションをアップする為にも、40歳以下の配置技術者には評価点を2点加算する等の考案があっても良いのではないのでしょうか。

〈総合評価落札方式について〉

- ・総合評価方式の中で全工種の平均点でなく工事目的である工種の平均点で扱ってほしい。特例市内業者の入札参加について、合併後10年以上たつのに特例はいかなるものか、特例の意味と今では違うのではないのでしょうか。
- ・総合評価の入札を廃止して欲しい。
- ・最近、大規模工事が総合評価方式にて発注される物件が多いように思えます。2億ほどの工事ならばAランク5千万、Aランク3千万、Bランク3千万以下にて分けて沢山の業者に受注機会をもうけてもらいたいです。・総合評価方式による落札結果を見ると多くても5社程度の入札が行われています。色々な条件により参加業者が少ないと思われます。これでは適正な競争とは言い難いと思われます。基本は一般競争入札にして頂きたいと思ひます。・入札参加資格において過去経験工事が磐田市の場合5年程度と思われます。静岡県の場合は10年程度です。同程度にして頂きたいです。・工事金額130万以上以下や工事内容に関係なく地域性を重要視して工事の発注をして頂きたいです。
- ・現在の総合評価方式では、ある一定の業者しか入札参加出来ない為、全廃とは言わないが減らしてほしい。・予定価格の事前発表は、事後にしてもらいたい。

- ・総合評価の過去3年間における工事成績評定点の平均点について83点以上の4点と81点以上83点未満の2点の差が大きすぎるのではないか。・総合評価の過去3年間における工事成績評定点の平均点が工事全体の平均点ではなく、工事別の平均とするべきではないか（土木・建築・舗装などが一緒ではなく個々の平均とすべきでは）・磐田市民雇用率の加点は廃止にすべき（例えば10人の会社の80%と40人の会社の80%では差がありすぎるのではないか）
- ・問題点として総合評価方式の1工事当たりの金額が数億円となる事業が年々増している。それであるならばAランクでは原則として総合評価方式は1億円以上の土木・下水・水道工事に限ればよい。毎年工事量が減少している中、問2にもありました落札件数ばかりではなく受注金額も業者間で驚くような差が出来てきている。特に、この総合評価方式は特定の業者が落札する傾向にあり、普通に努力している業者には落札は不可能である。そして総合評価方式参加業者は比較的規模の大きな業者でありしかも入札前に結果が予想できる為、参加表明すらできない業者が大多数である。よく総合評価方式導入するのは品質確保が大事であるから、ダンピング受注、低入札防止とか言われますが磐田市の場合、低入札の工事点数はけっして悪くないし、工事も良い品質であると聞いている。品質が問題でないなら同じ土俵に多くの参加者を募り正々堂々と競争すべきであります。特に県とは違い、市の範囲では限られた業者が毎回土俵に参加し、勝者となり受注する機会をあたえられるのです。これでは公平、公正を旨として多くに業者にその機会を与えるべき入札制度とは反していると言わざるを得ません。しかも年々総合評価方式を増やしているのはどのような理由があるのでしょうか。工事金額を細かく分けて多くの業者に行きわたるように配慮して頂きたい。実績を有する弱小企業からして見ると、この経済下の中で今、必死に一生懸命歯を食いしばり頑張っています。確かに余裕があればISO取得したりCPD、CPDSの勉強会も出席できますが現状では無理なのです。又そのことが工事内容と密接な関係があるのでしょうか。この総合評価方式は官製談合の疑いが強くなると言っても過言ではありません。事前に評価基準を発注者が決めることは、高い評価点を持つ業者を特定できるのです。担当者の裁量により変形した土俵も作ることができるのです。これは入札ではなく特定の事業所が有利となる随意契約ではないのでしょうか。このような中、今の総合評価方式には我々のような零細弱小企業は元請けをあきらめて下請け専門になりなさい。そうでなければ倒産か廃業しなさいと言われるのも同じ事です。本当に困っている底辺でしっかり支えている事業所に目をむけていただきたいと思います。労働者を直接雇用している事業所にとって監督、技術屋だけ雇う会社とは違い真剣に生きてるのです。市からは下請け、材料とも市内業者でお願いします。と言っていたいておりますが是非、年に数本、元請が出来るように零細市内業者からお願いをいたしたいと思います。*実績を有する年数が県並みに10年間位さかのぼってほしい。受注機会、件数が少ない業者にと

ってはこのことも大変なハンデイーになり入札参加もできません。

〈その他〉

- ・今だに大型公共工事については市内の決まった大手業者が受注していますが？
- ・入札金額が同額になった時のくじ引きが公平性に欠けていると思う。現場から近い業者の落札率が非常に高い。業者が納得する様、方法を変えて欲しい。
- ・指名入札を何本か実施し、実績のない業者に実績を積ませ、総合評価の入札に参加できるようにする。
- ・入札では有りませんが県知事許可も無い業者が見積り合わせの仕事を請け負えるシステムを無くした方が良いでしょう。費用をかけて知事許可や指名願いを取得しているのに持っていない業者が仕事を請け負えるのはおかしいです。
- ・工事価格の表示は、いいと思うが適正な工事価格の設定がただ〇割カットではいけないでしょう。直接工事にこの部分（仮設工事、諸経費）の調整で適正工事価格を決めるべきでは？
- ・現状のシステムを今後10年間続けた時に磐田市発注工事を受注する業者の数、等を検討して下さい。
- ・調査基準価格等を採用しないで価格の低い順で落札できるようにして欲しい。県の指導によると設計価格は事後公表となっているので県の指導に沿って欲しい。
- ・一括発注ではなくそれぞれの業種（分散）しての発注をお願いしたいです。
- ・職員と業者との特定の関係を持たずどの業者も平等に扱っていただければいいのではないかと思います。
- ・基本的に今は競争入札という概念が薄く、発注時点で取得業者が透けてしまう。競争入札なので強いものが取得出来る構造になっていると、偏りが出来てまた色々問題が発生するとも限らない。よってある程度の競争は技術の向上にも繋がるのであってしかるべきだが強くなれる手段も視野に入れた入札システムを構築してほしい。あと工事を行っているとき色々な場面があります。面と向かって言えることと、そうでないことがあります。どこに意見を言えばよいか、相談すればよいか分かりません。発注課に言うと心意的に拗らせ評価点や変更に影響が出

るとも限りません。そのような場合どうすれば良いのでしょうか？あとメールでも相談できればもっと良いかとも考えます。

- ・令和元年に決定した再発防止対策案には、磐田市職員の再発防止対策（意識改革・職場環境改善・組織作り等）が細かくあるが、業者側に対しての対策が少ない。現在の磐田市の入札制度等は、不透明かつ不公平な部分が多く、その結果業者側からの便宜を求める事態に発展したと思われる。

1. 設計内容の不透明

現在、貴市から見積書の提出依頼の際には項目の「1式」明記はせずに細かく「人工」「日」等单位での見積書を求められている。だが、入札の際の実施設計書には「1式」明記が多く、積上げの根拠が不透明である。また、単価の根拠となる資料先が不明で情報開示しても記していない。これでは、設計金額の是非についての確認が出来ず、変更時の金額もあっているかが不明になる。（貴市からの提示金額がそのまま変更金額となっているため）貴市の独自で決めている歩掛、単価根拠があれば、それを公表すべきであり、見積りを参考にして歩掛を定めたのなら、静岡県の実施設計書のように「積算基準の見積参考資料」を実施設計書に添付すべきである。例：下水道工事の土留めアルミ天板・支保工賃料は長年1式明記であり、アルミ矢板は積上げ方法が不明（情報開示請求を行っても開示されない）、支保工賃料は長年同じ単価になっている。

2. 工事検査評定点の不透明

工事検査結果通知の評定点について総合の点数のみで項目別の評定点が不明である。施工業者は工事を施工する上でより良いものを施工する意識を持ち施工を行っているが、最後の検査にてどのような評定をされているかがわからない。申請をすれば開示するのではなく常に項目別評定点表を付けるべきである。また、工事の監督員によって完成書類に添付すべき書類が異なり、それによって評価が異なってくる。今までは監督員に提出する共通書類の種類、様式をホームページ上に載せ誰もが調べることが出来るようにすべきである。（特に小規模工事・少額工事・課長決済工の項目）

3. 入札参加機会の不公平

貴市の総合評価入札方式について評価項目に「企業の社会性、信頼性等について」とあるが、社員の市民雇用率によって評価するのは「磐田市以外の住民は磐田市では働いてほしくない」と思われる。貴市にとっては多くの市民に優先して働いてほしいと思っているようだが、業者にとってはより良い人材を確保するために周辺市町に人材を募集をかけている。さらに昨今、建設業に従事する人が減少傾向であるところで磐田市という狭い範囲では良い人材の確保はできない。雇用に関してはすべての人が公平に雇用される機会を有していて、住む場所の違いによってその機会を害することはあってはならない。市の職員を募集する際に磐田市在中が条件になるのか。この市民雇用率によって少なか

らず不公平を受けている人がいるのではないか。市として建設業に対する雇用に関する対策、制度がない現状では評価項目にすべきでない。

4. 工事中の市役所職員からの要望

貴市の工事を受注し施工を行っているとき、施工の範囲外、対象外の箇所の修繕や草刈り、清掃を行って欲しいという市職員からの要望がある。(費用については業者負担) 以前に工事期間中に工事施工範囲外の側溝清掃をして欲しいと要望があったが、それを断った時に「やってくれば工事点数に加点できるのに。」と言われたことがあった。本来、創意工夫やボランティアは施工業者の方から提案するものであって市職員から工事点数の加点をちらつかせやらせるのは如何なものか。以上の回答、意見について公表をしたのち、貴市としての回答・対策案の早期公表を望む。

令和3年6月吉日

(参 考)

ご意見等に対する本市の考え方や確認済みの事項等について

今回のアンケートでいただいたご意見等に対する市の考え方や確認済みの事項については、以下に記載させていただきます。

なお、その他のご意見等については、本市のコンプライアンスの推進のためのご意見として承りましたので、今後の参考とさせていただきます。

< 不当な要求をした等の確認について >

○**不当な要求をした等**のアンケートに対して、本市の工事関係各課及び職員にヒアリングを実施した結果、**そのような事実は確認できませんでした。**

< 本市の入札制度について（全般） >

○本市の建設工事の**入札制度の目標**は、「**公正な入札の推進、公平な入札参加機会の確保及び入札執行の透明性の確保**を目標に入札及び契約を取り行うものとする。なお、現在の経済情勢を鑑み、緊急経済対策に係る地元優先措置として**市内業者を最優先する発注**に取り組むものとする」としています。

○本市では、**磐田市建設事業審査委員会**を組織し、入札制度等について**権限が一人に集中しないようにするとともに**、工事毎の入札参加条件等の確認、さらには入札及び契約制度の改善等について検討を行っています。

○本市では、建設業の許可をとり、本市に入札参加資格申請をしており、市内に主たる営業所（本社）がある事業者を**市内業者**、市内に本社でない営業所がある事業者を**準市内業者**としています。また、西部地域に営業所がある事業者は、**西部地域業者**としていますが、これらの考え方は、県内各市町共通です。その上で**入札参加資格申請において、市内業者に限定する制限はありません。**

○本市では、**工事発注金額により営業所の所在地についてのルールを決めています。**また、公正な入札制度の推進ため、工事の品質と履行の確実性を確保するため、工事实績を求めることとしていますが、それにより、入札参加見込者が不十分となる場合は、市内に本社はないが建設業の許可を取得した営業所がある事業者（準市内業者）も入札参加を可能としています。

○**特例市内業者**は準市内業者を再区分したものです。また、固定資産税や法人市民税等を市に納税しています。

○土木、下水道、建築工事にある**格付は**、建設業の事業規模・能力等に応じて棲み分けを行い、事業の規模・能力に合った工事を受注させることにより、適正な施工の確保を図ることが目的です。零細な建設業者が落札するために人件費を削ってまで安価に入札を行わないようにすることで、健全な競争が行われ、建設業全体が成長・発展するために等級の格付を行っています。

○本市では、過去に工事成績評定点が 84 点以上を獲得した事業者**に優先的に入札参加できる制度**（年間 8 件ほど）を行っていますが、成績以外の参加条件等は、**本市の一般競争入札のルール**となります。したがって、最低制限価格制度や低入札価格調査制度も適用されることとなります。

○本市の**担い手不足への対応**については、**低入札価格調査制度や最低制限価格制度**を導入しダンピング工事を抑えること、前年度に工事を発注するゼロ市債工事や早期発注工事を増やし、年間の**工事量の平準化**（第一四半期の工事量の増加）を図ること、あるいは、**週休 2 日工事の発注**などを実施してきています。

○本市では、特別な理由がない限り、原則として、小規模事業者のために**経費が増額となる分割発注は行っていません**。

○**特定建設工事共同企業体（JV）制度**もルール化し、大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して実施しています。

○地域制を考えた**指名競争入札**は、市の指名意思が働くこと、地域毎に公平な年度毎の工事の発注が不可能なことなどから、不当な要求の発生が起りやすく、本市では特殊で入札参加者が限定される工事案件を除き、一般競争入札を基本としています。

○**地元優先工事**は、地元ごとに工事を公平に分配できませんので、地元工事を増やすために、不正を誘発するデメリットが大きいことから、本市では 130 万円を超える工事は、市内一体を基本とし、一般競争入札を実施しています。

○**小規模修繕参加登録制度**による **50 万円以下の修繕**の見積合せの請負については、内容が軽易かつ履行の確保が容易な修繕を希望する事業者を登録し、その活用を図ることにより、磐田市が発注する小規模な修繕について、市内小規模事業者の受注機会を拡大することをもって、市内経済の活性化に資することを目的とするものです。また、**130 万円以下の工事の見積合せ**の請負については、130 万円を超える工事の場合の入札参加資格申請（建設業の許可申請書の添付要）による土木、又は下

水道工事Bランクの登録を求めているところです。

なお、小規模修繕については、建設業法第3条の規定より、「軽微な建設工事」については、必ずしも建設業許可を受けなくても請負工事ができることとなっています。

<予定価格の事前公表について>

○**予定価格の事前公表**は、過去の建設工事の入札においては一般的でしたが、本市では、ダンピング防止のため低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入により、失格基準価格や最低制限価格を定めたことから、事後公表としてきた経緯があります。当該事件を受け、再発防止対策の一つの方法として、再び事業者の予定価格を探るなどの不当な行為を起こさせないために、予定価格を事前公表とさせていただきます。ただし、失格基準価格や最低制限価格は事後公表です。

<設計積算について>

○本市では**最新の積算単価**で設計積算を行っています。また、発注後の積算単価の**市場価格に合わせた変更は、原則として行いません。**

○見積については、見積徴収に当たって、見積者の公表は、価格情報等を提供する**見積者の権利の保護上**、県と同様に公表していません。

○本市では、**設計積算書（予定価格）の作成**において、入札や随意契約（見積合わせ）の参加者からでなければ、積算のための参考の見積を徴収してはいけないというルールはありません。

○本市の入札における建設工事の設計額の算定においては、ただ**〇割カットでの積算（工事価格の算定）は行っていません。**

<総合評価落札制度について>

○**総合評価落札方式入札**とは、価格と価格以外の要素を評価値とし、最も評価値が高いものを落札者とする入札で、総合評価一般競争入札と呼ばれています。

評価項目や評価基準については、2名以上の学識経験者の意見を聞き策定するよう地方自治法施行令等に定められ、県の委員会を活用して設定し、県との協議や磐田市建設事業審査委員会にも諮り策定しています。

総合評価落札方式入札は、国や県では一般的な入札となっていますが、本市では、**土木、下水道、上水道及び舗装工事の4工種で年間30本以上を目標に実施**してい

ます。当入札方式は、工事施工の確実性の確保を入札でも実施しようとするもので、価格競争のみの入札ではないため、ダンピング対策にもつながるものです。

<市内業者の入札結果状況について>

○令和2年度の入札結果では、区画線設置工事やマンホールポンプ設置工事などの市内に本社がある事業者がほとんどいない特殊な工事などを含めて、本市の工事入札における**市内（本社）業者落札割合は、86.0%**（208/242件）です。

○令和2年度の**建築、土木、下水道、水道及び舗装工事**（制限付一般競争入札、計166件）の市内の主たる営業所（**市内業者**）の**落札件数は165件**です。当該1件の西部業者となった工事は、市内業者による入札での参加者がなく不調により、やむなく西部地域に拡大して実施したものです。

<くじ落札の状況について>

○本市の**くじ落札の状況**は、予定価格事後公表時点では工事入札件数の約22%でした。事前公表とした現在では約43%となっています。くじ落札の落札額は、ほぼ最低制限価格となっていることから、事後公表に戻したとしても、価格競争方式入札を行う以上、くじ落札の発生のをすべてを防ぐことはできません。なお、本市の最低制限価格の算出式は、国が推奨する中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル式です。

○令和2年度の工事入札の**くじ落札件数**は、103件（242件中）で、この内、**最低制限価格**によるくじ落札件数は、93件でした。

○入札において、最低価格者が複数いる場合はくじ引きとなりますが、**より多くの工事の入札に参加した場合、落札者となる確率は自ずと高くなります。**

また、電子入札システムによる電子くじとなっているため、市のくじへの関与は全くできませんし、**くじによる落札が公平性に欠けることはありません。**

<工事検査の点数について>

○**工事成績評定**点は、県と同様に、工事施工体制、配置技術者、施工管理、工程管理、安全対策、対外関係、出来形、品質、出来栄え、高度技術力、創意工夫、地域貢献度などの状況を、担当監督員（40%）、総括監督員（20%）及び検査員（40%）が決められた評価基準等を基に評価し算出するものです。

○**工事検査の評定点の公表**については、県と同様な公表基準としており、項目別評価点も添付しています。また、県の共通仕様書等に基づいて、工事完成時における提出すべき資料を求めています。

○**工事成績優良者の表彰者**には、その条件の一つに工事成績評定点 84 点以上があります。

<その他>

○**前回の事業所アンケート結果報告書**は、ホームページに公開しています。

○当該事件における事業者の**経営審査事項の総合評価点**は、入札参加見込者の中で最も高いものでした。

○当該事件は、**予定価格を漏洩し公正な入札を妨害した公契約関係入札妨害罪**（刑法第 96 条の 6 第 1 項）であり、**談合罪、収賄罪、あるいは官製談合防止法違反**ではありませんでした。

○当該事件以外の**その他入札情報の漏洩等**は、数か月間に渡る警察による任意の調査からは出てきませんでした。

資料編

事業所 各位

磐田市長 草地 博 昭

事業所アンケート調査への回答について（お願い）

初夏の候、貴所においては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本市では、平成 31 年 2 月に前副市長と現職の課長が公契約関係競売入札妨害の容疑により、逮捕・起訴され、令和元年 6 月に有罪の判決を受けるという事件が起きました。

これを受けて、本市では、磐田市再発防止対策本部を設置し、令和元年 5 月から予定価格の事前公表、全職員を対象とした実態調査アンケートや市内建設業者への事業所アンケートの実施など、原因究明と事件の再発防止に向けて調査及び取り組みを進めています。

令和 2 年 7 月には、職員の服務規律の確保、倫理意識の向上及び不祥事を発生させない組織づくりを推進するため、第三者委員による磐田市コンプライアンス委員会を設置し、市が行う再発防止対策の進捗状況の確認等を行っているところです。

つきましては、当該再発防止対策の 5 本の柱の 47 取組項目中の一つである「定期的な事業所アンケート」の実施を致したく、ご多忙の折大変恐縮ですが、第 2 回目となるアンケートへのご協力をお願い致します。

記

1 調査概要

- (1) 対象事業所 本市の入札参加登録業者のうち次の条件をすべて満たす事業所 126 社
①種別「建設工事」
②地域区分「市内業者」・「準市内業者」
- (2) 公開の有無 集計結果は、原則、公表の対象となりますが、事業所を特定するような集計及び公表は行いません。
- (3) 提出期限 令和 3 年 6 月 25 日（金）

2 回答方法

- (1) 別紙の「事業所アンケート調査」に直接ご記入いただき、同封した返信用封筒に入れて、郵送して下さい。

契約検査課 契約審査グループ
担 当 小出 勇
電 話 0538-37-4802

回答用紙

事業所アンケート調査

問1 貴所の業者区分を○で囲んで下さい。

- 1、市内業者 2、準市内業者

問2 「令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）」について、貴所は予定価格130万円超の建設工事入札案件で、本市との契約は何件ありますか。該当する件数を○で囲んで下さい。

- 1、無し 2、1～5件 3、6件以上

問3 先に磐田市で起こった公契約関係競売入札妨害事件について、その原因・背景をどのように考えていますか。ご意見を記述して下さい。

問4 令和元年度以降で、本市の職員が貴所に対し、便宜などを図るよう不当な要求を行ったことがありますか。該当する方を○で囲んで下さい。

また「ある」と回答した方は、不当な要求をした「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について記述してください。

1. ある 2. ない

「ある」と答えた方は、記述してください。

問5 令和元年度以降で、貴所では、本市の職員が他の事業所等に対し、便宜などを図るよう不当な要求を行ったことを見たり、聞いたりしたことがありますか。該当する方を○で囲んで下さい。

また「ある」と回答した方は、不当な要求をした「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について記述してください。

1. ある 2. ない

「ある」と答えた方は、記述してください。

問6 令和元年度以降で、貴所が本市の職員に対し、便宜などを図るよう不当な要求を行ったことがありますか。該当する方を○で囲んで下さい。

また、「ある」と回答した方は、不当な要求をした「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について記述してください。

1. ある 2. ない

「ある」と答えた方は、記述してください。

問7 令和元年度以降で、貴所では、他の事業所等が本市の職員に対し、便宜などを図るよう不当な要求を行ったことを見たり、聞いたりしたことがありますか。該当する方を○で囲んで下さい。

また、「ある」と回答した方は、不当な要求をした「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について記述してください。

1. ある 2. ない

「ある」と答えた方は、記述してください。

問8 令和元年度以降で、本市の職員が貴所に対し、利益供与と思われる行為を要求したことがありますか。該当する方を○で囲んで下さい。

また、「ある」と回答した方は、利益供与を要求した「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について記述してください。

1. ある 2. ない

※利益供与の事例

1. 中元歳暮などの贈答品の提供 2. 飲食の誘い 3. 旅行の誘い
4. ゴルフの誘い 5. 現金や金券、有価証券の提供 など

「ある」と答えた方は、記述してください。

問9 令和元年度以降で、貴所では、本市の職員が他の事業所に対し、利益供与と思われる行為を要求したことを見たり、聞いたりしたことがありますか。該当する方を○で囲んで下さい。

また、「ある」と回答した方は、利益供与を要求した「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について記述してください。

1. ある 2. ない

「ある」と答えた方は、記述してください。

問10 令和元年度以降で、貴所が本市の職員に対し、利益供与と思われる行為を行ったことがあるですか。該当する方を○で囲んで下さい。

また、「ある」と回答した方は、利益供与と思われる行為を行った「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について記述してください。

1. ある 2. ない

※利益供与の事例

1. 中元歳暮などの贈答品の提供 2. 飲食の誘い 3. 旅行の誘い
4. ゴルフの誘い 5. 現金や金券、有価証券の提供 など

「ある」と答えた方は、記述してください。

問11 令和元年度以降で、貴所では、他の事業所等が本市の職員に対し、利益供与と思われる行為を行ったことを見たり、聞いたりしたことがありますか。該当する方を○で囲んで下さい。

また、「ある」と回答した方は、利益供与と思われる行為を行った「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について記述してください。

1. ある 2. ない

「ある」と答えた方は、記述してください。

問12 本市の公契約関係競売入札妨害事件の再発防止策への取組みに関して、ご意見やご提案があれば、記述してください。

問13 磐田市の入札・契約制度、発注システム等で問題点や改善に関する提案等があれば、記述してください。

アンケートは、これで終了です。ご協力ありがとうございました。